

様式第4号

保社第191号
平成28年3月9日

福岡市個人情報保護審議会 様

実施機関名 福岡市長 高島 宗一郎
(保健福祉局高齢社会部高齢社会政策課)

個人情報の公益上の取扱いについて (諮問)

個人情報の公益上の取扱いについて、次のとおり諮問します。

根 拠 規 定	福岡市個人情報保護条例【第12条】	
取 扱 っ 個 人 情 報 の 記 録 の 名 称	【提供情報】 ① 介護保険被保険者情報 (資格・認定), 主治医意見書, 訪問調査票 ② 健診情報 (国保・後期) 【収集情報】 ③ 緊急連絡先 (本人・家族) ④ 介護計画書, サービス提供票・利用票 (介護事業者) ⑤ 入退院時情報提供書 (医療機関・介護事業者) ⑥ 生活状況記録 (全利用者)	
収 集 先, 提 供 先, 結 合 の 相 手 方	事前に申請・承認された医療機関 (歯科含む), 介護事業者, 調剤薬局などの法人, 事業者および本人・家族	
取 扱 い の 概 要	<p>我が国において急速な高齢化が進む中, 介護が必要になっても住み慣れた地域で安心安全に暮らせるよう, 住まい・医療・介護・予防・生活支援サービスを一体的に提供する"地域包括ケアシステム"の早期実現に向け, 本人同意の上で在宅医療・看護・介護に係る多様な主体が持つデータを高いセキュリティレベルで集約・共有することで, 効果的かつ効率的な医療・介護サービス等を提供する仕組みを実現するための情報基盤「福岡市地域包括ケア情報プラットフォーム」を構築し利用するもの。</p> <p>その際, 事前に申請された医療機関 (歯科含む), 介護事業者, 調剤薬局などの法人, 事業者および本人・家族との間で通信回線による電子計算組織の結合を行うこととなる。</p>	
取 扱 っ 個 人 情 報 の 記 録 項 目	1 住所	6 介護被保険者情報 (資格・認定情報)
	2 氏名	7 健診情報 (検査結果等)
	3 性別	8 介護計画書, サービス提供・利用票
	4 生年月日	9 入退院時情報提供書
	5 緊急連絡先 (氏名, 連絡先等)	10 生活状況記録 (画像・コメント等)
取 扱 期 間	平成28年4月以降	
その他審議の参考となるべき事項 { 過去の経緯, 関係課の意見等 }	別紙参照	

福岡市個人情報保護審議会 様

実施機関名 福岡市長 高島 宗一郎
(保健福祉局高齢社会部高齢社会政策課)

個人情報の公益上の取扱いについて (報告)

次のとおり、個人情報の公益上の取扱いを行ったので報告します。

根拠規定	福岡市個人情報保護条例【第8条 第4項 第7号】	
該当する基準の類型	【類型：1】【区分：(3)】【分類：ア】【該当事例及び解説：(ア)】	
取り扱った個人情報の記録の名称	後期高齢者医療制度被保険者に係る医療情報 (医療保険レセプトデータ)・健診情報 (健診データ)	
収集先, 提供先, 結合の相手方	後期高齢者医療広域連合 (実施機関外) からの収集	
取扱いの概要	<p>我が国において急速な高齢化が進む中, 介護が必要になっても住み慣れた地域で安心安全に暮らせるよう, 住まい・医療・介護・予防・生活支援サービスを一体的に提供する"地域包括ケアシステム"の早期実現に向け, これまで行政内で断片的に管理されていた医療や介護, 予防 (健診) 等に係る各種データを高いセキュリティレベルで集約・整理し, 各種統計を軸とした地域ニーズの分析や課題の見える化を行い, 科学的エビデンスに基づく最適な施策の企画・立案を実現するための情報基盤「福岡市地域包括ケア情報プラットフォーム」を構築し利用するもの。その際, 75歳以上の市民の医療保険を担う福岡県後期高齢者医療広域連合より, 後期高齢者医療制度被保険者に係る医療情報及び健診情報について本人外収集を行うこととなる。</p> <p>【参考報告】</p> <p>なお, 統計による分析・解析を行うために実施機関内で収集される個人情報については以下のとおり。(福岡市個人情報保護条例 第10条 第2項 第5号該当)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民情報 (住民基本台帳データ) ※外国人含む (市民局総務部区政課保有) ・国民健康保険に係る被保険者情報および診療報酬明細 (保健福祉局総務部国民健康保険課保有) ・国民健康保険被保険者に係る健診結果および特定保健指導結果 (同局健康医療部健康増進課保有) ・介護保険に係る被保険者情報および介護報酬明細 (同局高齢社会部介護福祉課保有) ・人口動態に係る死因・出生情報 (同局健康医療部地域医療課保有) 	
取り扱った個人情報の記録項目	1 被保険者情報 (資格・加入情報)	4 請求・決定点数 (診療報酬明細データ)
	2 診療年月・内容 (診療報酬明細データ)	5 身長, 体重, BMI, 血糖, 血圧 (健診情報)
	3 傷病名・摘要欄 (診療報酬明細データ)	6 検査問診結果 (健診情報)
取扱期間	平成28年3月以降	
その他参考となるべき事項 (過去の経緯, 関係課の意見等)	別紙参照	

【別紙1】「福岡市地域包括ケア情報プラットフォーム」について

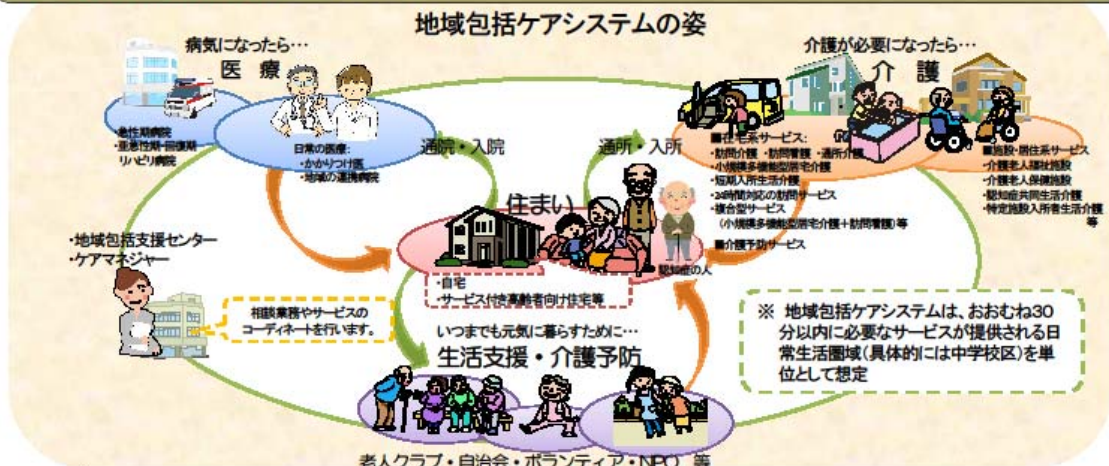
1. 目的

我が国において急速な高齢化が進む中、厚生労働省では団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を推進しています。

また、地域包括ケアシステムの構築にあたっては、人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、高齢化の進展状況には大きな地域差が生じていることから、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要とされています。

地域包括ケアシステム

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現**していきます。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差**が生じています。
地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要**です。



出典：厚生労働省ホームページ

しかし現状は、多様な主体が様々なサービスを断片的に提供している状況であり、高齢となり介護が必要となっても在宅を基本とした生活を継続していくためには、高齢者数の増加を踏まえた在宅医療・介護サービスの拡充や、在宅医療・看護・介護関係者間の連携が必要になるとともに、“健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間”いわゆる健康寿命の延伸に向け、疾病予防と健康増進、介護予防を中心とした取組みについても効果的に進めていく必要があります。

福岡市ではこれらの課題を解決するため、“データ集約システム”、“データ分析システム”、“在宅連携支援システム”、“情報提供システム”の四つのシステムで構成される ICT を活用した情報基盤「福岡市地域包括ケア情報プラットフォーム」を構築することにより、地域包括ケアシステムの早期実現を目指しています。

「福岡市地域包括ケア情報プラットフォーム」では、これまで行政や医療保険者などの各主体で断片的に管理されていた医療や介護、予防（健診）等に係る各種データを集約し、地域ごとのニーズ分析や課題の見える化を行い、科学的エビデンスに基づく最適な施策の企画・立案を実現し、住まい・医療・介護・予防・生活支援に係るサービスの充実化を図ります。

また、情報通信ネットワークを活用し、ご本人の同意のもと生活や身体の状態、サービス提供時の注意点、介護認定状況や健診結果などの情報を、在宅医療や看護、介護に係る関係者（事業者やご家族）が共有・連携することで、関係者の負担軽減とケアサービスの質の向上を図り、高齢者ご本人が住み慣れた地域で安心して暮らしていける環境を構築します。

あわせて、地域における医療機関や介護施設の状況、民間企業や団体が提供する生活支援サービスなどを Web サイト上で公開し、地域で生活する上で必要となるサービスや資源を、誰もが簡単に照会できる環境を提供します。

2. システム概要

「福岡市地域包括ケア情報プラットフォーム」は、下記の四つのシステムで構成されています。

(1) データ集約システム (careBASE/ケアベース)

これまで行政内で断片的に管理されていた医療や介護、予防（健診）等に係る各種データを高いセキュリティレベルで集約・整理し、各システムで活用するためのデータベースを構築します。

(2) データ分析システム (careVISION/ケアビジョン)

データ集約システムで蓄積したビッグデータを基に、地域ニーズの分析や課題の見える化を行い、科学的エビデンスに基づく最適な施策の企画・立案を実現し、住まい・医療・介護・予防・生活支援に係るサービスの充実化を図ります。

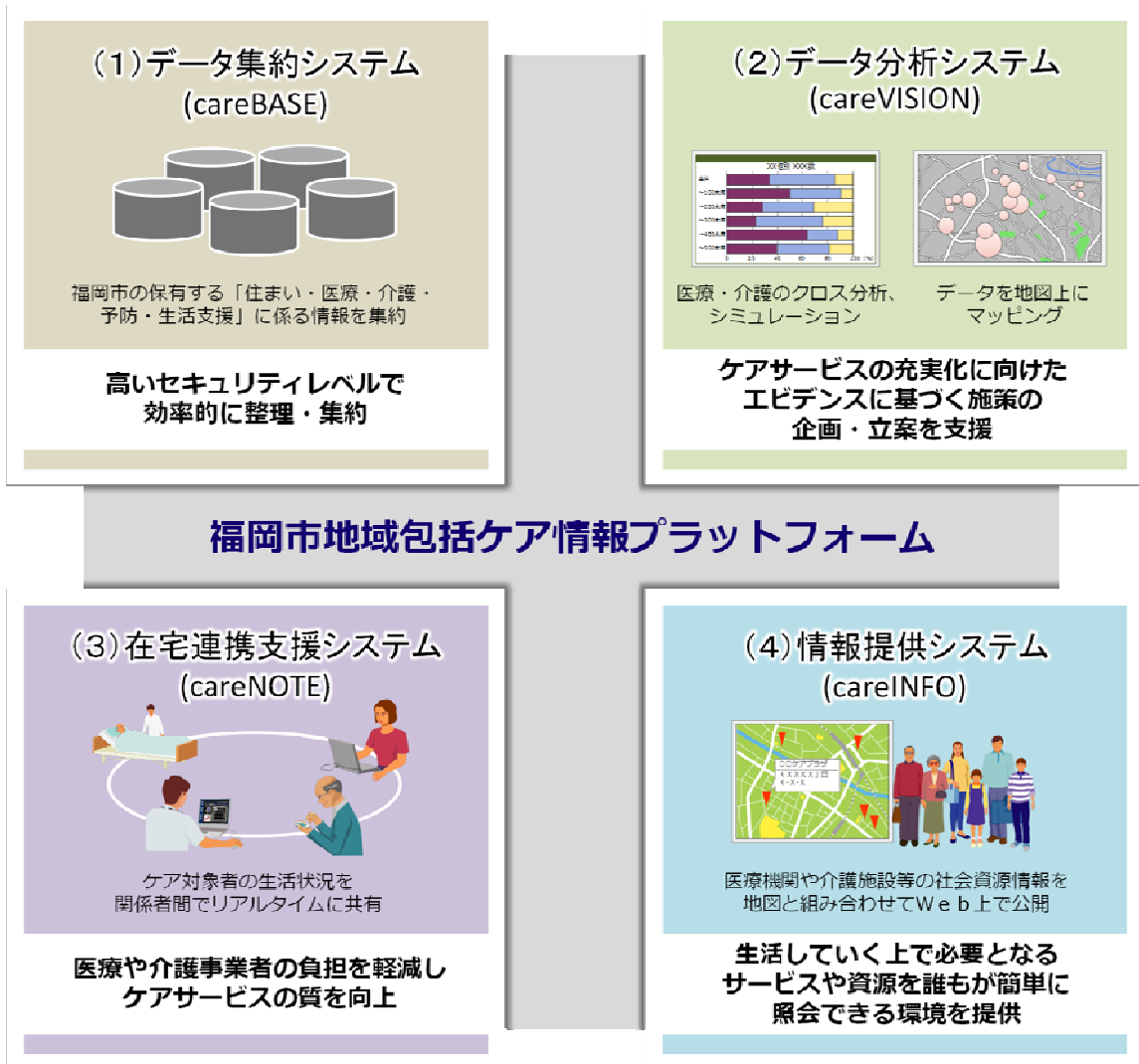
(3) 在宅連携支援システム (careNOTE/ケアノート)

高齢者ご本人や家族の同意のもと、医療・看護・介護に係る関係者が高セキュリティな環境で対象者の身体状況等をシームレスに共有することで、効果的かつ効率的なケアサービスの提供を実現し、高齢者ご本人が住み慣れた地域で安心して暮らしていける環境を構築します。

(4) 情報提供システム (careINFO/ケアインフォ)

各地域における医療機関や介護施設の状況、民間企業や団体が提供する生活支援サービスなど、地域包括ケアの実現において必要となる様々な情報を Web サイト上で公開し、生活する上で必要となるサービスや資源を、誰もが簡単に照会できる環境を提供します。

【システム構成イメージ】



3. 開発スケジュール

- H27 年度：システム基盤（仕組み）の構築および行政内を中心としたデータの集約
- H28 年度：テスト運用（在宅連携支援システムの実証実験，各システムの機能拡充）
- H29 年度：本稼働（運営組織等の構築を含む在宅連携支援システムの全市展開）

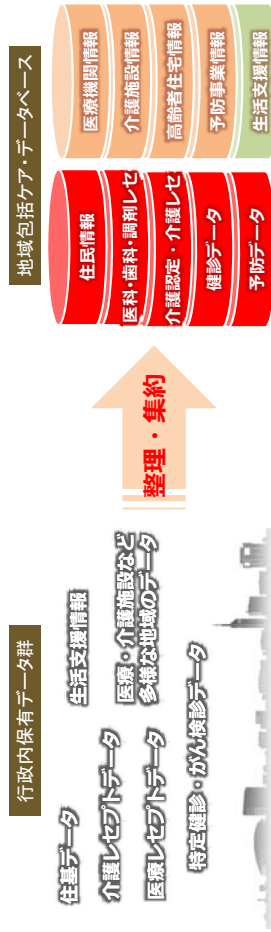
4. 関連資料

- 資料① 福岡市地域包括ケア情報プラットフォーム－機能概念図
- 資料② 福岡市地域包括ケア情報プラットフォーム－データ概念図
- 資料③ 福岡市地域包括ケア情報プラットフォーム－ネットワーク概念図

以上

資料① 福岡市地域包括ケア情報プラットフォーム機能概念図

①データ集約システム



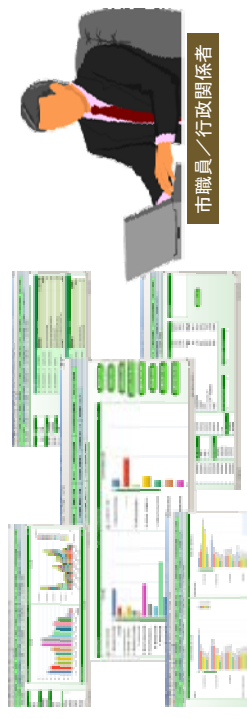
基盤となるデータの整理・集約

行政内で保有するデータを中心に各主体の保有する情報の整理・集約を行い、

- ・「現状分析（見える化）」による地域におけるニーズや課題の抽出
- ・「様々な主体が持つデータを集約・共有し、多主体間が連携したサービスの提供」
- ・「本人や家族が地域で安心して暮らしていくための情報提供」

を実現するためのデータデータベースシステムを構築。

②データ分析システム



データの見える化/分析・解析

集約されたデータを基にグラフや表、地図情報等を活用し多角的な分析を行うことで、

- ・地域や人の状況、取組み、課題など現状の分析・評価
- ・エビデンスに基づき施策の企画・立案
- ・施策効果測定のための指標設定と成果の見える化を図り、地域ごとのニーズと供給される施策・サービスの最適化を実現。

福岡市地域包括ケア情報プラットフォーム

③在宅連携支援システム



在宅連携支援システム「ケアノート」による医療・看護・介護の連携

例えば・・・

- ・高齢者の自宅に置かれたタブレット型端末を通じて、多様な主体が情報を伝達・共有し、ご本人に効率的・効果的なサービスを提供
- ・また、医療機関では施設内のパソコンから「ケアノート」を参照し、ご本人の状況を把握し、必要に応じて訪問診療を実施
- ・遠く離れたご家族も、自宅のパソコンからケア状況やバイタルを確認しご本人を見守るとともに、必要に応じて各事業者と情報を交換

④情報提供システム



地域で安心して暮らしていくための情報提供

住み慣れた地域で尊厳のある暮らしを継続していくため、本人や家族、地域、各事業者に対し、Webサイトを通して必要な情報をタイムリーに提供していく。具体的には、

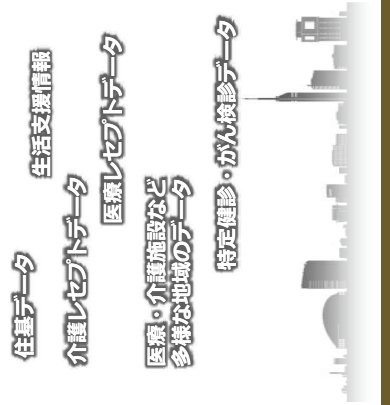
- ・地図情報と連動し、地域における社会資源情報（医療機関・介護施設・生活支援サービスなど）の検索・照会機能を提供
- ・行政内に蓄積されていない「配食サービス」や「買い物支援サービス」などのインフォマーゲアサービスについては、サービスの提供主体自ら「Webサイト経由でサービス情報の登録・更新を行い、情報の収集と公開を同時に実現

資料② 福岡市地域包括ケア情報プラットフォームデータ概念図

① データ集約システム

(業務系ネットワーク)

行政内に保有する各種データ



整理・集約

② データ分析システム

(情報系ネットワーク)

市職員/行政関係者

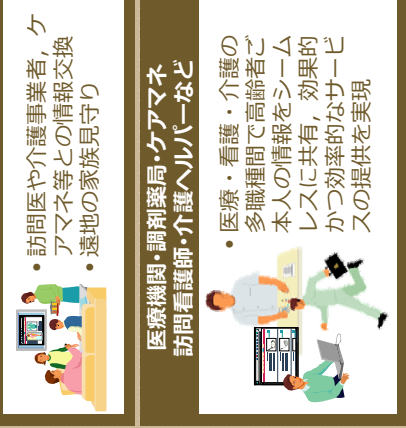


参照

③ 在宅連携支援システム

(第3系ネットワーク)

高齢者自身・家族



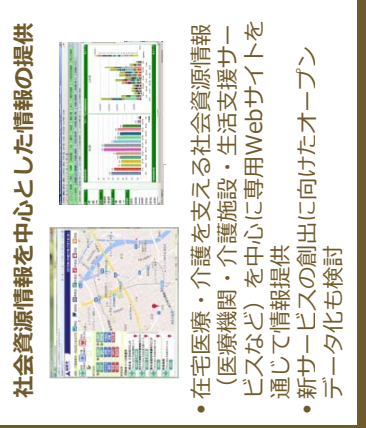
登録

参照

④ 情報提供システム

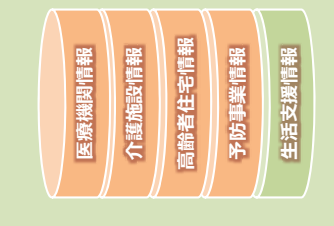
(第3系ネットワーク)

高齢者自身・家族/地域住民/
事業者/企業など



登録

参照



個人情報モザイク処理を行い転送



同意された方の個人情報のみを暗号化のうえ転送

データ集約システム上の社会資源情報を転送

Web上で収集した生活支援情報を逆送

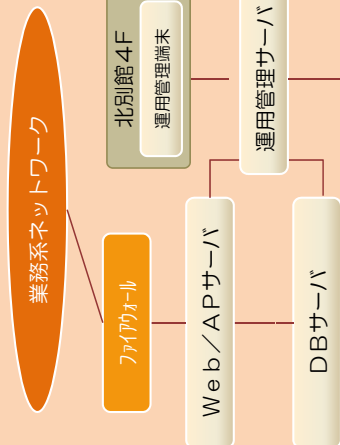
各システム間の連携はAPI連携(マイクロサービス)で実現

資料③ 福岡市地域包括ケア情報プラットフォームネットワーク概念図

① データ集約システム

(業務系ネットワーク)

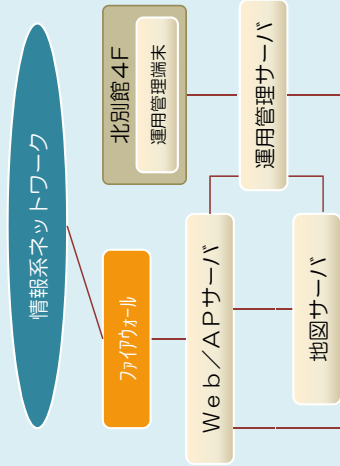
行政内に保有する各種データ
/ 他業務システム



② データ分析システム

(情報系ネットワーク)

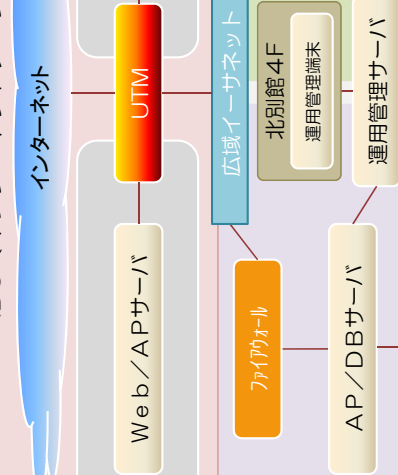
市職員/行政関係者



③ 多職種連携システム

(第3系ネットワーク)

高齢者自身・家族・医療機関・調剤薬局
ケアマネ・訪問看護師・介護ヘルパーなど



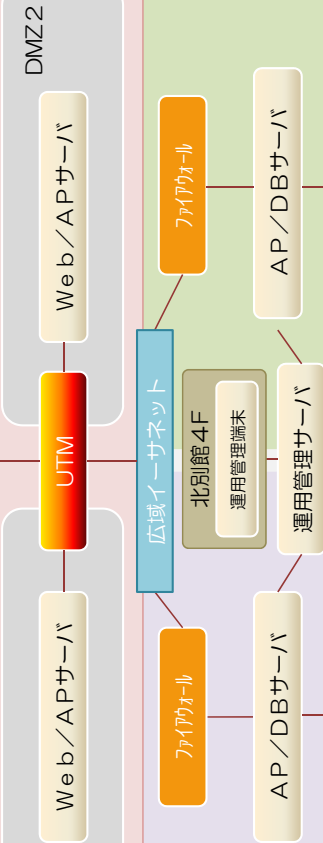
④ 情報提供システム

(第3系ネットワーク)

高齢者自身・家族/地域住民/
事業者/企業など

IDC (インターネットデータセンター)
インターネット

FW, DMZ, やリレーホップ対策などの
セキュリティ機能を統合した
統合脅威管理(UTM)を導入

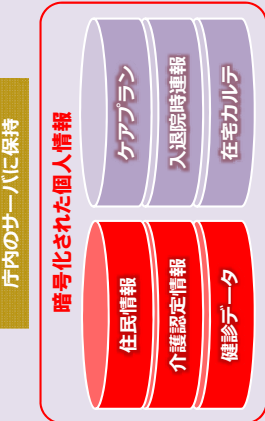


SAN (ストレージエリアネットワーク)

分析データは専用ツールでのみ
閲覧可能な「カプセル」で格納



暗号化された個人情報
庁内のサーバに保持



個人情報はモザイク処理を行い転送

同意された方の個人情報のみを暗号化のうえ転送

データ集約システム上の社会資源情報を転送
Web上で収集した生活支援情報を逆送

各システム間の連携はクラウドのAPI
リファレンス (API/ソフトウェア) で実現

バックアップサーバ
(0-カベ) (カト)

クラウド
ストレージ

福岡市地域包括ケア情報プラットフォーム

【別紙2】「福岡市地域包括ケア情報プラットフォーム」の構築に伴う 実施機関以外からの個人情報の収集について(報告)

1. 収集される個人情報の概要

(1) 収集の目的

市民の健康増進および在宅医療・介護サービスの充実化に向けた統計による分析を行うため。

(2) 個人情報の収集先

福岡県後期高齢者医療広域連合（以下、広域連合）

(3) 対象となる人

後期高齢者医療制度に加入された被保険者のうち、福岡市に住民登録のある方

(4) 対象となる個人情報

上記対象者に係る医療情報（医療保険レセプトデータ）および健診情報（健診データ）

医療情報	健診情報
① 被保険者情報 ・資格情報 （被保険者番号、氏名、性別、生年月日など） ・加入期間 （資格取得年月日、資格喪失年月日など） ② 診療報酬明細書情報 （医科、歯科、DPC、調剤） ・診療（調剤）年月 ・入院年月日 ・傷病名 ・診療実日数 ・診療（調剤）内容 ・請求点数、決定点数 ・食事療養、生活療養の回数及び金額 ・医療機関（薬局）情報 など	① 被保険者情報 ・資格情報 （被保険者番号、性別、生年月日など） ② 特定健診に関する情報 ・身長 ・体重 ・BMI ・胸囲 ・血圧 ・血糖 ・中性脂肪 ・コレステロール ・HbA1c 値 ・健診機関情報 など

(5) 収集の方法

(ア) 医療情報（医療保険レセプトデータ）

収集時期：月 1 回（月初に前月審査分を収集）

- ① 福岡県後期高齢者医療広域連合からの依頼により、レセプトデータを管理する福岡県国民健康保険団体連合会（以下、国保連）が審査済みのレセプトデータを国保総合システム上の市後期医療担当ユーザ宛にアップロード。
- ② 担当課に設置された国保総合システムより、市後期担当ユーザでログイン後、当該データのダウンロードを行い、パスワードロックおよびハードウェアによる強制暗号化に対応した USB メモリに保存し、プラットフォームへの取り込みを行う。

(イ) 健診情報（健診データ）

収集時期：年 1 回（年度当初に前年分を収集）

- ① 広域連合からの依頼により、健診データを管理する国保連が前年受診分のデータを国保総合システム上の市健診担当ユーザ宛にアップロード。
- ② 担当課に設置された国保総合システムより、市健診担当ユーザでログイン後、当該データのダウンロードを行い、パスワードロックおよびハードウェアによる強制暗号化に対応した USB メモリに保存し、プラットフォームへの取り込みを行う。

2. 公益上の必要性について

保険者は、健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 6 条の健康増進事業実施者として、「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」（平成 24 年厚生労働省告示第 430 号）において、特定健康診査その他の各種検診の実施主体間で個人の健康情報の共有を図るなど、健康増進事業実施者間で連携を図り、質の高い保健サービスを効果的かつ継続的に提供することとされているほか、「地域保健法第四条第一項の規定に基づく地域保健対策の推進に関する基本的な指針」（平成 6 年厚生省告示第 374 号）、「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」（平成 16 年厚生労働省告示第 307 号）、「介護予防事業の円滑な実施を図るための指針」（平成 18 年厚生労働省告示第 316 号）において、市町村衛生部局や他の保険者と連携しながら、個々の被保険者の特性やニーズに応じた保健事業や介護予防事業を効率的かつ効果的に実施することとされています。

以上

【別紙3】「福岡市地域包括ケア情報プラットフォーム」の構築に伴う 電子計算組織の結合について(諮問)

1. 目的

我が国において急速な高齢化が進む中、厚生労働省では団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を推進しています。

この地域包括ケアシステムの実現にあたっては、在宅医療・看護・介護に係る関係者の負担を軽減するとともに、効果的かつ効率的なケアサービスを提供することが重要であり、そのためには家族や各事業者など在宅ケアに係る関係者が相互に連携する必要があります。

本プラットフォームでは情報通信技術を活用し、高齢者ご本人や家族の同意のもと、医療・看護・介護に係る関係者が高セキュリティな環境で対象者の身体状況等をシームレスに共有することで、効果的かつ効率的なケアサービスの提供を実現し、高齢者ご本人が住み慣れた地域で安心して暮らしていける環境の構築を目指しています。

具体的には、平成27年度中に情報共有の基盤となる「在宅連携支援システム」を開発し、平成28年度に特定地域での実証実験を行い、実現に向けた課題の洗い出しや運営スキームの検討を予定しています。

2. 公益上の必要性について

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）

【改正の趣旨】

高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取組を進める。

【介護保険法の一部改正（平成24年4月1日施行）】※一部抜粋

一 国及び地方公共団体の責務

国及び地方公共団体は、被保険者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護サービスに関する施策、介護予防のための施策及び地域における自立した日常生活の支援のための施策を、医療及び居住に関する施策との有機的な連携を図りつつ包括的に推進するよう努めなければならないものとする。

（第5条第3項関係）

3. 在宅連携支援システムの概要

(1) 機能概要

本人（もしくは個人情報保護法における代理人）の同意の上、当該本人に係る介護資格，認定情報および健診情報等について，あらかじめ申請・承認された利用者間でインターネットを介して参照・共有するためシステム。

また，各利用者は当該本人に関する情報をシステム上に用意された掲示板等を通じて，投稿・共有することが可能。



(2) 利用できる人

「在宅連携支援システム」の利用について申請し，本市より承認された以下の者

居宅介護支援事業所
介護サービス事業所（訪問介護・訪問看護事業所等）
介護施設
医療機関（病院・診療所）
調剤薬局
本人（もしくは個人情報保護法における代理人）

(3) 対象となる人

福岡市に住民登録があり，かつ介護認定を受けている方のうち，「在宅連携支援システム」における本人情報の共有に同意された方

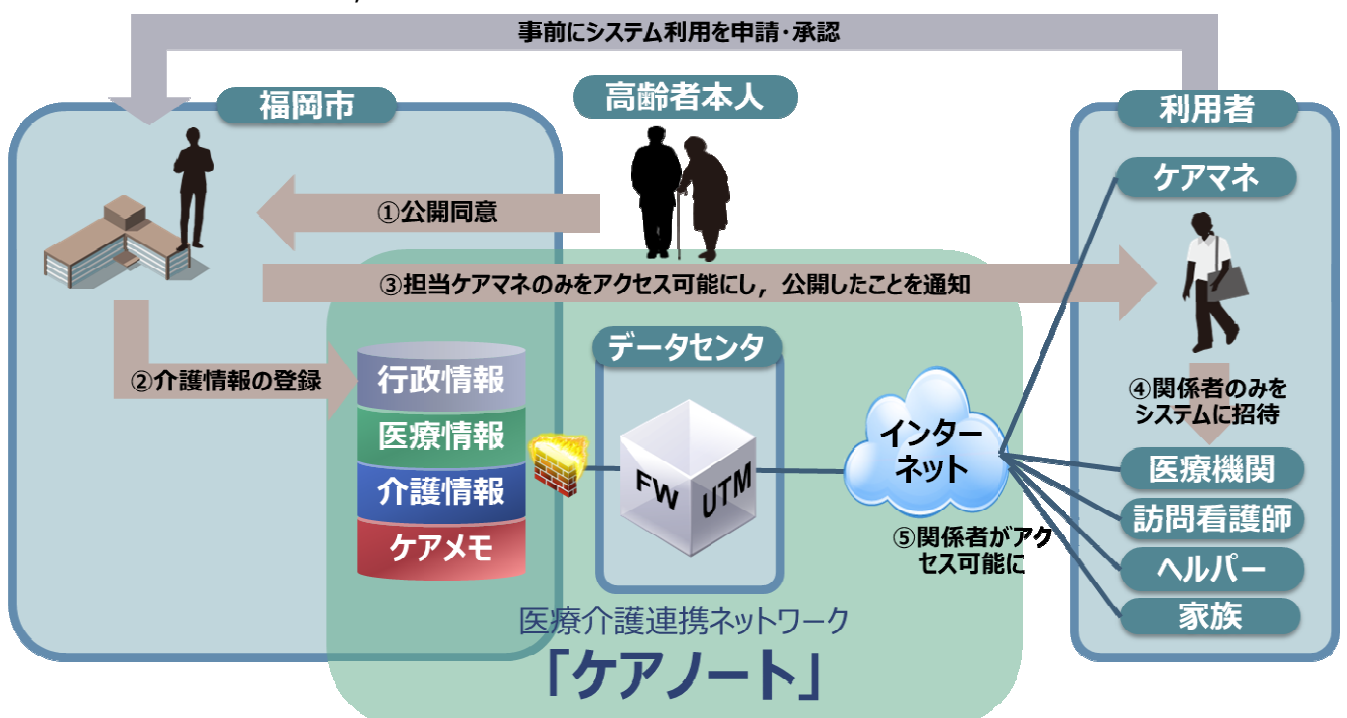
(4) 対象となる個人情報

上記対象者に係る医療情報（医療保険レセプトデータ）および健診情報（健診データ）

行政提供情報	介護機関提供情報	医療機関提供情報
<ul style="list-style-type: none"> 介護資格情報 (氏名, 性別, 生年月日, 介護被保険者番号など) 介護認定情報 (要介護度, 主治医意見書, 訪問調査票, 特記事項など) 健診情報 (身長, 体重, BMI, 胸囲, 血圧, 血糖, 中性脂肪, コレステロール, HbA1c 値など) その他 (緊急連絡先など) 	<ul style="list-style-type: none"> ケアプラン サービス利用票/提供票 訪問看護計画書 訪問介護計画書 入院時情報提供書など 	<ul style="list-style-type: none"> 退院時情報提供書 退院支援スクリーニング表など
各機関共通		
<ul style="list-style-type: none"> 生活状況の記録 (写真, 動画, コメント, バイタル情報など) 		

(5) 利用の流れについて

利用に係る流れは、以下のようになります。



(6) スケジュールについて

平成 27 年度：実証実験に向けたパイロットシステムの開発

平成 28 年度：秋ごろから 6 か月程度をめどに、実証実験を実施（10 世帯程度）

平成 29 年度以降：運営スキームの構築と管理コスト等の整理検討後、本格展開を予定

4. 電子計算組織の結合，および個人情報の保護対策について

(1) 電子計算組織の結合

本市，データセンタおよび各利用者との間において，通信回線による結合を行います。

(2) システム利用者に対する個人情報保護について

システム利用を希望する法人（もしくは事業主）については，利用申請時において別途定める利用規約の遵守と個人情報保護の徹底について確認のうえ，署名・捺印した申請書を取得する。

(3) 同意書の取得について

情報公開の対象となる本人に対しては，公開される情報の種類とその範囲等を同意書に記載し，ご本人（もしくは個人情報保護法における代理人）に説明の上，署名・捺印した同意書を取得する。

(4) システムにおける個人情報の保護対策について

No.	対策種別	保護対策
1	通信回線	<ul style="list-style-type: none">・市とデータセンタ間については閉鎖性のある専用回線を使用します。・市とデータセンタおよび利用者間を流れるデータについては，通信手順だけでなく，データそのものについても二重で暗号化を施しているため，万が一通信が傍受されてもデータの内容を読み取ることができないようになっています。・また，データセンタ側に用意した高度なセキュリティ機能により，外部から脅威に応じて通信回線の遮断措置を行うなど，不測の事態への対応も考慮されています。
2	サーバおよび通信機器	<ul style="list-style-type: none">・利用者が直接アクセスする機器については全てデータセンタに設置され，不正侵入防止やウイルス対策，ファイアウォールなど，高度なセキュリティ対策に対応した統合脅威管理を導入しています。・また，すべての個人情報は庁舎内の安全な場所に設置された専用サーバに分離して保存されており，強固なファイアウォールと専用線によって，利用者および外部からの直接アクセスはできないようになっています。
3	保存される情報	<ul style="list-style-type: none">・専用サーバに格納されたデータベースやイメージファイル，画像，動画などは全て暗号化したうえで保存されており，データの閲覧には別途管理されている暗号鍵が必要となるため，データだけを持ち去ったとしても内容を読み取ることができないようになっています。

No.	対策種別	保護対策
4	盗難・紛失対策	<ul style="list-style-type: none"> ・タブレットなどのモバイル端末については、OS の機能により遠隔操作による機器ロックや初期化に対応しています。 ・また、GPS 機能により、あらかじめ登録された場所（対象者の自宅周辺など）でのみ該当データへのアクセスが可能となる機能も備えています。
5	不正利用対策	<ul style="list-style-type: none"> ・システムへのアクセスについては専用アプリケーションのインストールが必要となっており、インストールを行うためには事前に専用の ID とパスワードおよびシリアルコードを取得する必要があります。 ・また、シリアルコードごとにインストールできる台数が制限されており、インストールされた端末はすべてシステム上で管理され、盗難や紛失時等については、該当端末からのシステム利用を停止することが可能です。 ・システムへのログオンについては、利用者 ID とパスワードに加えマトリックス認証を採用しており、同一 ID で規程回数のログインに失敗すると当該 ID が自動的にロックされ、システム管理者が解除するまでシステムへのログインができなくなります。
6	その他の対策	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者の死亡や市外転居時については、介護情報と連動することにより、一定期間を経てシステム上から自動的に削除されます。また、登録事業所の廃止等によるユーザ登録の自動抹消にも対応するなど、自動化によるデータの適正管理にも配慮した設計となっています。 ・対象からの申し出や不測の事態が発生した場合などは、システム管理者の権限により対象者ごとに公開を緊急停止する機能も有しています。

5. その他

(1) 他都市の状況

市町村名	導入年度
茨城県笠間市	平成 25 年度
富山県氷見市	平成 26 年度
千葉県柏市	平成 24 年度
岡山県岡山市	平成 25 年度

以上